

I 日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者要綱

(趣 旨)

第1条 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「協会」という）は、わが国における障がい者スポーツの振興と競技力向上にあたる障がい者スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導體制を確立するため「日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度」を制定する。

(目 的)

第2条 この制度は、次の事項の実現を図ることを目的とする。

- (1) 障がい者の特性に応じたスポーツの指導體制を確立する。
- (2) 指導者の資質と指導力の向上を図る。
- (3) 指導者の協会および各組織内における位置づけを明確にすると共に、社会的信頼を確保する。
- (4) 都道府県・指定都市並びに競技別に指導者の組織的連携を進め活動の促進を図る。

(種 類)

第3条 協会が公認する障がい者スポーツ指導者の種類は次のとおりとする。

(1) 障がい者スポーツ指導員

多様な障がい者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助をおこなうことにより、スポーツを通じて障がい者の生活の質の向上に寄与すること。

- ① 初級障がい者スポーツ指導員
- ② 中級障がい者スポーツ指導員
- ③ 上級障がい者スポーツ指導員

(2) 障がい者スポーツコーチ

協会、その他関係団体と連携し、各種競技別に必要な指導力を高め障がい者の競技の向上に寄与すること。

(3) 障がい者スポーツ医

協会、その他関係機関および関係団体と連携し、医学的見地から障がい者のスポーツ活動における健康の維持・増進および競技力の向上に寄与すること。

(4) 障がい者スポーツトレーナー

協会、その他関係機関および関係団体と連携し、障がい者のスポーツ活動に必要な健康管理と安全管理の支援に寄与すること。

(指導者の養成)

第4条 協会が公認する障がい者スポーツ指導者を養成するため、別に定めるカリキュラムに基づき、次の講習会を実施する。

(1) 障がい者スポーツ指導員養成講習会

①初級障がい者スポーツ指導員養成講習会は、都道府県・指定都市、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会、同障がい者スポーツ指導者協議会、その他会長が認めた団体が実施することができる。

- ②中級障がい者スポーツ指導員養成講習会は、協会が実施する。また、都道府県・指定都市、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会、ブロック障がい者スポーツ指導者協議会、公益財団法人日本スポーツ協会および加盟都道府県体育（スポーツ）協会、公益社団法人日本理学療法士協会および都道府県理学療法士会、その他会長が認めた団体が実施することができる。
 - ③上級障がい者スポーツ指導員養成講習会は、協会が実施する。また、その他会長が認めた団体が実施することができる。
- (2) 障がい者スポーツコーチ養成講習会
協会が実施する。
 - (3) 障がい者スポーツ医養成講習会
協会が実施する。
 - (4) 障がい者スポーツトレーナー養成講習会
協会が実施する。
 - (5) 前各号の障がい者スポーツ指導者養成に係る講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、認定・登録など細目については、別に定める。

(指導者の登録・認定)

第5条 公認障がい者スポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

- (1) 公認障がい者スポーツ指導者の認定は、別に定める資格認定規程により、登録した者を対象とする。
- (2) 登録指導者は、協会の組織内の指導者とする。

(指導者の権利)

第6条 公認障がい者スポーツ指導者には、次にあげる権利を与える。

- (1) 協会が発行する指導者のための情報誌などの購読
- (2) 協会が主催する研修事業などへの参加資格
- (3) 協会が販売する物品などの購入資格

(指導者の活動促進)

第7条 障がい者スポーツ指導者の活動促進を図るため、協会は、関係機関および関係団体と共に各種指導活動の促進方策などの推進に努める。

(移行措置および暫定措置)

第8条 この制度施行日以前に公認資格認定を受けた障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツコーチ、障がい者スポーツ医、障がい者スポーツトレーナーについては、平成23年4月1日において自動的にこの制度に移行するものとする。

附則[平成21年4月1日から施行]

なお、従来の「公認障害者スポーツ指導者制度運営規程」、および同細則など（障害者スポーツ指導者資格取得認定校の基準カリキュラムの取扱いは除く。）は、この要綱の施行日をもって廃止する。

附則[平成 22 年 1 月 20 日一部改正]

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。[表題、第 3 条、第 4 条の障害者スポーツ指導者、障害者スポーツ医、障害者スポーツトレーナーの名称に公認を追記。]

附則[平成 23 年 2 月 1 日一部改正]

- 1 「財団法人日本障害者スポーツ協会公認資格認定要綱」を「財団法人日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者要綱」に変更し各項目を整理した。

附則[平成 24 年 1 月 27 日一部改正]

- 1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附則[平成 26 年 4 月 1 日一部改正]

- 1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附則[平成 27 年 4 月 1 日一部改正]

- 1 指導者の養成において、中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施ができる団体として「公益財団法人日本体育協会および加盟都道府県体育（スポーツ）協会」、「公益社団法人日本理学療法士協会および都道府県理学療法士会」を追記した。

附則[平成 30 年 4 月 1 日一部改正]

- 1 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。